

(1) 総合事業訪問介護の利用料

[基本部分]※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(独自)IV (1回につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,715円 (1回あたり)	272円	543円
訪問型サービス(独自)I (1月につき) ※1月の利用回数が4回を超えた場合		11,925円 (1月あたり)	1,193円	2,385円
訪問型サービス(独自)V (1回につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	2,756円 (1回あたり)	276円	552円
訪問型サービス(独自)II (1月につき) ※1月の利用回数が8回を超えた場合		23,840円 (1月あたり)	2,384円	4,768円
訪問型サービス(独自)VI (1回につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	2,909円 (1回あたり)	291円	582円
訪問型サービス(独自)III (1月につき) ※1月の利用回数が12回を超えた場合		37,817円 (1月あたり)	3,782円	7,564円

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円	205円	409円
生活機能向上連携 加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の身体の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1,021円	103円	205円
介護職員処遇改善 加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計 13.7%		

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

[キャンセル料]

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後5時まで	不要
利用予定日の前日の午後5時以降	500円

(2) サービスAの利用料

[基本部分]

サービス名称	サービスの内容	従事者	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問型サービス(独自)IV/4 (1回につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者・要支援1・2) ※1月の利用回数が4回を超えた場合	訪問介護員等	2,297円(1回あたり)	230円	460円
訪問型サービス(独自)I / 4 (1月につき)			10,087円 (1月あたり)	1,009円	2,018円
訪問型サービス(独自)V / 4 (1回につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合(事業対象者・要支援1・2) ※1月の利用回数が8回を超えた場合	訪問介護員等	2,338円 (1回あたり)	234円	468円
訪問型サービス(独自)II / 4 (1月につき)			20,174円 (1月あたり)	2,018円	4,035円

[加算]

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,042円	205円	409円
介護職員処遇改善加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計13.7%		

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

[キャンセル料]

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	支払い要件等
利用予定日の前日の午後5時まで	不要
利用予定日の前日の午後5時以降	500円